阿賀野市立小中学校冬期通学バス運行業務委託仕様書

1　業務の目的

阿賀野市立小中学校の児童生徒の冬期の通学時の安全を確保する。

2　基本方針

業務の遂行に当たっては、次に掲げる方針に沿って行うこと。

（1）運転業務については、安全に万全を期すこと。

（2）利用者のニーズに応えた効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。

（3）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、その他関係法令を遵守すること。

（4）公の業務であることを常に念頭において、公平な対応・運営を行うこと。

3　業務名称

特記仕様書のとおり

4　運行委託期間

令和８年１２月２日から令和９年３月１日まで

5　委託場所

特記仕様書のとおり

6　業務内容

登下校における冬期通学バスの運行を行うこと。

（1）車両

①　車両の調達及び保管、維持管理

車両は、原則として受注者が調達し、維持管理するものとする。

②　車両の装備及び表示

ア　道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の規定を満たす車両であること。

イ　冬期間の積雪や路面の凍結等にも対応可能な車両であること。

ウ　バスの座席数は、原則、正座席で児童生徒が座れるものであること。

エ　車両の前面等に方面もしくは号車を表示すること。

③　車両の整備・点検・清掃

ア　道路運送車両法に規定する車両の整備・点検を行い、万全の注意を払うこと。

イ　道路運送車両法に基づき、整備管理者を選任するとともに、日常点検記録簿、定期点検整備記録簿を作成すること。発注者が求めた場合には、速やかにこれを提出すること。

ウ　車両の修繕・点検等時には、代替車両を用意すること。

エ　児童生徒が登下校で使用することから、車両は常に清潔に保つこと。

オ　積雪時には、落雪防止のため、車両屋根上の除雪後に出庫すること。

④　車両の任意保険

ア　対人賠償保険、対物賠償保険に必ず加入すること。（車両保険、人身傷害保険、搭乗者傷害保険の加入は適宜）この際、対人賠償保険、対物賠償保険は、保険金の限度額を無制限とすること。

イ　運行業務開始前までに、当該任意保険に係る保険証書の写しを発注者に提出すること。また、保険更新時も同様に提出すること。

（2）運行日及び運行日数

①　運行日

ア　運行日は、阿賀野市立小中学校の児童生徒が授業等を要する日とする。なお、土曜授業、授業参観日、運動会等の学校行事についても授業日として運行日に含まれる。
イ　学校行事等により運行日を変更する場合は、発注者と受注者が協議のうえ実施する。

② 運行(稼働)日数

令和８年度　51　日

ただし、授業日数及び学校行事等により運行日数は変更することがある。

（３）乗降場所及び運行経路

① 乗降場所及び運行経路

ア　特記仕様書のとおり
イ　車両の折り返し場所は、適切な場所を契約後発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

② 乗降場所及び運行経路の変更

児童生徒の転入転出や道路整備、通学環境の変化等により乗降場所及び運行経路を変更する場合は、別に定める。

（４）運行時間

① 運行時間

特記仕様書のとおり

② 運行時間の変更

児童生徒の転入転出や道路整備、通学環境の変化等により運行時間を変更する場合は、別に定める。

（５）試走及び乗車練習

受注者は、運行開始日までに、運行経路の試走を実施すること。また、必要に応じて乗車練習を実施するものとし、当該試走及び乗車練習に係る費用は受注者の負担とする。

（６）運行管理

① 運行管理者

ア　業務を円滑に遂行するため、道路運送法に規定する運行管理者を配置すること。
イ　運行管理者は、運行管理者資格者証の交付を受けている経験者とし、運行開始時間から運行終了時間まで対応できるようにすること。

② 運行記録簿の作成及び調査

ア　乗車人員の集計表を含む運行記録簿を作成すること。
イ　月ごとに、運行記録簿の写しを提出すること（データ提出可）。

③ 点呼記録簿等の作成及び調査

ア　点呼記録簿、日常点検記録簿等を作成すること。
イ　月ごとに、点呼記録簿、日常点検記録簿の写しを提出すること（データ提出可）。

（７）運転者

① 運転者の選任及び交代

ア　運転者には、通学バス運行業務、又はバスによる送迎業務などそれと同等の旅客輸送の経験を有する者を選任すること。
イ　可能な限り同一路線には同一運転者を配置するよう努めること。
ウ　運転者に不足の事態が生じた場合や休暇・病休等によって欠員が生じないよう、あらかじめ交代要員を選任しておくこと。

② 運転者の健康管理

ア　いわゆる「健康起因」の事故を防止するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する健康診断の受診結果により運転者の健康状態を把握すること。
イ　運行管理者による乗務前の点呼により、疾病当で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認すること。
ウ　関係法令に基づき、運転者に実施すべき適正検査等について、実施を確認できる書類の写しを提出すること。

③　運転者の監督・指導及び教育
ア　安全で確実な業務の遂行と緊急時等の速やかな対応ができるよう、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成 13 年 12 月 3 日国土交通省告示第 1676 号）に基づき、運転者に対する監督・指導を行うとともに、指導記録簿を作成すること。
イ　教育の場にふさわしい誠意ある接遇ができるよう、運転者の教育に努めること。
ウ　関係法令に基づき、運行管理者に課すべき安全運転講習について、実施を確認できる書類の写しを提出すること。

④　運転時の留意事項
ア　乗降場所付近及び運行経路の交通状況を事前に十分把握し、安全運転に努めること。
イ　長時間停車することにより交通の妨げにならないよう配慮すること。
ウ　児童生徒に対して、教育の場にふさわしい態度・服装・身だしなみをもって接すること。
エ　乗降時には、事故が発生しないよう十分に注意してドアを開閉し、児童生徒の安全を確認した後に発車すること。
オ　雨天・乗降時には、児童生徒が滑ったり転倒したりしないよう、注意喚起のアナウンスをすること。
カ　乗降時の人数を確認するとともに、乗車予定人数と相違がある場合は速やかに学校に連絡すること。

（８）緊急時の連絡体制

①　責任者及び連絡体制
　災害、事故等の緊急時における責任者及び連絡体制を明確にし、緊急連絡体制図及び緊急時対応マニュアルを発注者に提出すること。

②　通信機器
　各車両に緊急時の連絡用として携帯電話等の通信機器を常備すること。安全に通信できる機器整備に努めること。

（９）悪天候・自然災害・感染症等への対応

①　事前の安全確認及び協議
　悪天候や自然災害、感染症の発生等、やむを得ない理由により運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、受注者が路線の安全確認を行うとともに、発注者と受注者が協議のうえ対応を決定するものとする。

②　緊急に運行が必要な場合の対応
　悪天候や自然災害、感染症の発生等により、児童生徒が緊急に登校・下校する場合は、速やかに対応すること。

③　運行中の安全確保及び報告
　運行中に、悪天候や自然災害、感染症の発生等により運行の安全が脅かされるおそれがある場合、運転者は直ちに児童生徒の安全を確保する措置をとること。その際、児童生徒の安全を確保したうえで、速やかに当該学校、次に発注者に状況を報告すること。

（１０）事故への対応

①　事故発生時の対応

事故及び不測の事態等が発生した場合は、受注者の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、発注者及び当該学校へ報告し適切な処置を講ずること。

②　代替車両

事故の発生等により運行に支障が生じた場合は、速やかに代替車両の手配を行うこと。代替車両の手配に係る経費は、受注者が負担すること。

③　事故報告書

事故発生等により委託業務遂行に障害が発生した場合は、速やかに発注者に報告書を提出すること。

（１１）損害賠償

受注者は、委託業務の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により発注者及び第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

また、その結果等について、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

（１２）行政処分等の報告

①　所管官庁の北陸信越運輸局及び同新潟運輸支局から、道路運送法ほかの監査を受け指摘や指示、行政処分等を受けた場合には、直ちに発注者へ報告すること。

②　「一般旅客運送業」の許可証について、発注者へ写しを提出すること。更新された場合も遅延なく提出すること。

（１３）契約の解除等

本仕様書に定める事項について受注者が履行をせず、通学バス運行委託業者に適性を欠くと発注者が判断した場合は、本契約を解除又は変更することができるものとする。

7　委託料

（1）対象経費

委託料には、人件費、燃料費、車両に係る経費（修繕費、固定資産売却費）、保険料等、車両運行に係る経費全てを含むものとする。

（2）委託料の積算

時間当り運賃×（1 日当り走行時間＋2 時間（点呼点検時間））＝日車時間運賃額①

キロ当り運賃×　1 日当り走行距離＝日車キロ運賃額②

（①日車時間運賃額＋②日車キロ運賃額）×運行日数＝期間委託料

（3）算出基礎を超える場合の取扱い

発注者が受注者へ指示し、1 日当りの走行時間及び走行距離を超える運行をした場合は、次式により次の時間制運賃及びキロ制運賃を用いて 1 日ごとに別途精算を行うものとする。

その際、時間当りの運賃及びキロ当り運賃は、契約の積算明細に記載の運賃と同じ額を用いる。

8　委託料の支払い

（1）月ごとの支払い

１日分の運賃単価に当該月運行日数を乗じた額と精算額に消費税を加えて、月ごとに支払うものとする。

なお、当該端数等が生じる場合などは、全て最終月に加算等の精算を行う。

（2）委託業務完了報告書の提出

受注者は、翌月 10 日までに精算に係る業務実績を含む委託業務完了報告書を発注者に提出し、業務履行状況の確認を受けるものとする。

ただし、3 月については当月末までに提出し、業務状況の確認を受けるものとする。

（3）委託料の支払い期限

受注者は、発注者に履行後直ちに請求し、発注者は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

9　その他

（1）長期間運行を中止する場合

感染症の発生等で長期間にわたって運行を中止する際は、その間の業務の取扱いについては、発注者・受注者両者協議のうえ別に定めるものとする。

（2）運行車両の変更

運行経路や運行時間等が変更しないにもかかわらず、受注者または発注者が乗車人数の変更により、委託料の積算基礎とした車両区分とは別の車両に変更したい場合は、受注者・発注者両者協議のうえ、変更契約を行うことができるものとする。

（3）記載外の事項について

本仕様書に定めていない事項については、発注者・受注者両者協議のうえ、決定するものとする。